

国際実証研究費補助金交付規程 新旧対照表

新	旧
国際実証研究費補助金交付規程 2020年8月28日 2020年度規程第9号 <u>一部改正 2026年3月31日2025年度規程第81号</u> (目的) 第1条～8条 (略) (交付に当たっての条件) 第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～四 (略) 五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同<u>して</u>実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同<u>して</u>実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六～八 (略) 九 補助事業者は、補助事業が完了するとき <u>(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)</u> は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～十四 (略)	国際実証研究費補助金交付規程 2020年8月28日 2020年度規程第9号 (目的) 第1条～8条 (略) (交付に当たっての条件) 第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～四 (略) 五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同<u>で</u>実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りで<u>は</u>ない。また、委託又は共同<u>で</u>実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。 六～八 (略) 九 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内 <u>(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで)</u> に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。 十～十四 (略)

新	旧
第10条～14条（略） （財産の管理等） 第15条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。 <u>3 前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得財産等については、機構と協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。</u> <u>4</u> （略） <u>5</u> 補助事業者は、補助事業が完了するとき（<u>補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。</u>）は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。 <u>6</u> （略） 第16条～29条（略） <u>附 則（2026年3月31日2025年度規程第81号）</u> <u>1. この規程は、2026年4月1日から実施する。</u> <u>2. ただし、第9条第1項第三十八号及び第三十九号の規定は、2026年4月1日以後に交付決定を行う事業（2025年度以前に公募開始した事業を除く。）に</u>	第10条～14条（略） （財産の管理等） 第15条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。 <u>（新設）</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して61日以内（<u>補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで</u>）に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。 <u>5</u> （略） 第16条～29条（略）

新		旧	
<u>ついて適用する。</u> <u>3. 2024年2月29日2023年度規程第29号の附則第2項中「第9条第1項第三十五号、第三十六号、第三十七号及び第三十八号の規定」とあるのは、この規程の施行後においては「第9条第1項第三十四号、第三十五号、第三十六号及び第三十七号の規定」と読み替えるものとする。</u>			
(別記)		(別記)	
補助対象費用（内容）		補助対象費用（内容）	
費目	細目	費目	細目
Ⅰ 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	Ⅰ 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。		2. 機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。		3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
Ⅱ 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。	Ⅱ 労務費	1. 研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く）。		2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く）。
Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。

新		旧	
	2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。		2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。		3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費等。		4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費。
IV 委託費・共同研究費※	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。	IV 委託費・共同研究費※	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。
	2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。		2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。
※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の50%未満です。		※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の50%未満です。	
※学術機関等に対するⅣ. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。		※学術機関等に対するⅣ. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。	
様式第1~23 別添のとおり		様式第1~23 別添のとおり	